

令和 7 年度創業者研修及び受講者交流会実施業務企画提案公募要領

1 目的

この要領は、公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する「令和 7 年度創業者研修」及び「令和 7 年度創業者研修受講者交流会」（以下「本事業」という。）について、その実施業務の一部を委託するにあたり、実施内容等にかかる企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するための必要な事項を定める。

2 委託名

令和 7 年度創業者研修及び受講者交流会実施業務委託
（詳細は委託仕様書参照）

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

4 委託上限額

創業者研修	2,430,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
受講者交流会	55,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

次のいずれの項目にも該当する事業者とします。

- （１）３年以内に、当該研修内容と同等若しくは類似する業務実績を有していること。なお、類似する業務実績とは、創業予定者及び創業者（創業後５年以内の事業経営者）を対象とした経営者の資質向上等を内容とした複数回に渡るセミナー又は研修（以下「セミナー等」という。）をいう。ただし、業務実績を有していない場合であっても、セミナー等の講師として実績があるなど、十分に業務が履行できると財団が判断した場合はこの限りでない。
- （２）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （３）手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者でないこと。
- （４）対象業務の入札日前 6 か月以内に振り出した手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- （５）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないものでないこと。
- （６）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていないものでないこと。
- （７）千葉市内において、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反している者でないこと。
- （８）法人税等、租税に滞納がないこと。

- (9) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）、又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

6 応募書類

指定する期日までに企画提案参加希望届兼宣誓書（様式1号）を提出の上、以下の応募書類を提出する。

- (1) 企画提案書 7部（任意書式）

※委託仕様書熟覧の上、委託業務の内容及びその実施方法等について十分検討し、本事業の企画提案書として作成すること。また、本事業に参加する創業者等にとって、より有益となるよう企画提案者の創意工夫をもって提案すること。

- (2) 会社概要又は事業活動が明らかとなる書類 7部

- (3) 委託事業に関する見積書及び積算内訳書 各1部

※見積書は、「創業者研修」分と「受講者交流会」分とを分けて積算し、小計により明示すること。

7 スケジュール等

- (1) 企画提案参加希望届の提出

令和7年4月11日（金）17時までに、企画提案参加希望届兼宣誓書（様式1号）を財団に提出すること。（郵送可・FAX不可）

- (2) 企画提案参加資格審査結果通知書の交付

財団による参加資格審査後、企画提案参加資格審査結果通知書（様式2号）を交付する。

- (3) 質疑の受付と回答

企画提案参加資格を有する参加希望者からの質疑を受け付け、企画提案参加資格を有する参加希望者に対して随時回答する。

〔質疑受付期間〕 令和7年4月18日（金）17時まで

〔質疑受付方法〕 任意の書式にて電子メールで受け付ける。

・メール sangyosozo@chibashi-sangyo.or.jp

※郵送、電話等による質疑受付は行わない。

〔回答方法〕 企画提案参加資格を有する参加希望者に対して、企画提案参加希望届兼宣誓書に記載されたメールアドレス宛てに回答を送付する。

- (4) 応募書類の提出

令和7年4月24日（木）17時までに、応募書類を財団に直接持参又は郵送にて提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

(5) 選考会の実施

令和7年5月12日(月) 14時から選考会を実施する。

場所：公益財団法人千葉市産業振興財団 会議室

参加希望者は、提出した企画提案書を基に20分以内のプレゼンテーションを行い、選考会において企画提案内容を総合的に判断し、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

(6) 契約締結及び業務開始

優先交渉権者と契約の交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、最終的な契約者とする。優先交渉権者との契約合意の可能性がないと判断された場合、優先交渉権者との交渉を打ち切り、次点候補者との契約交渉を行うものとする。契約交渉を経て契約締結後、速やかに当該委託業務を開始する。

9 その他留意事項

- (1) 本企画提案に要した費用は、応募者の負担とする。
- (2) 審査内容及び評価結果についての質問等には原則応じない。

10 問い合わせ及び書類提出先

〒260-0013

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階

公益財団法人千葉市産業振興財団 産業創造課 (担当：小山)

TEL：043-201-9504

E-Mail：sangyosozo@chibashi-sangyo.or.jp